

すけれどね。133度、3気圧、20分をクリアした状態でつくったものであってもだめだということだったのですが、これをアルカリ処理をするということで、それはクリアできるんですか。

○松原畜産部長 今、委員がおっしゃるものが有機入り液状肥料の原料として使えるかどうかという、肥料としての効果だと効能だとかいうこと期待できるかという観点をまずクリアした上で、そしてそれが有用だとなればアルカリ処理をする。そういう工程にのっていく。そういう可能性ということはないことはないのではないかというふうに思うわけでございますけれど、まず最初に有機質肥料の原料になるかどうかを調べることが一番先ではないでしょうか。その上でこの工程をやることによって不活性されるという実験結果があるわけですから、その上でまた判断をしたらどうかと思うんですけども、ただ量的に多いものですから、現実に肥料としての需要があって、それを使うかどうかという、後はまたその点をコストとかという点で生産資材課長からお話し申し上げたと思いますので、また別途そこは物がどういうものかということとか、生産資材課の方と相談した上で今度の措置を考えるのがいいかなと…。

○委員 需要の問題ではなくて、いわゆるBSEには関係なく業界として製造する過程で必然的に出てくるものなんです。それがどうしても使えない、売れないということになると、在庫を持たなければいけない。毎日毎日処理する以上は在庫がたまっていくんです。今、それをどうしているかといいますと、冷蔵庫に保管しているんです。これが今のところ解消するという保証は何もないんです。もちろん肥料的には窒素分が非常に高いですから、価値はあると思うんですが、それが売れるというのではなくて、出てくるものだからアルカリ処理するということになりますと。それに伴うコスト的な問題もありますが、こういう方法ができるということになったわけですね。今後は。

○松原畜産部長 今、委員がおっしゃるものについての処理をどうするかという問題。これは今回の肥料の問題というのとはまた別の問題として検討をしていく課題の一つというふうに考えさせていただければと思いますが…。

○委員 3点伺いたいんです。

1点は、今お話の出ていますアルカリ処理された液状肥料というところで、私は全く素人ですからわからないんですけどもこれは対象は施設園芸というお話をしたけれども肥料の中で品質的、あるいは効果の面でというんでしょうか、その他の肥料としては、例えば先ほど委員のお話の出ていましたかんきつや野菜というようなことをよく耳にはするんですけど、そちらの方には向かないというか、コストも含めて向かないということなのかどうか。

その辺、伺いたいのと、それからもう1点は、今の13ページの中ほどに液状肥料でないものですね。これは「在庫肥料については焼却等による適切な処分が必要と考えていると記述されておりますけれど、「考へている」ではなくて、実際にどういう処理がされているのか、焼却の方に進んでいるのか、それがとどまっているのか、現状がどうなっているのかということを伺いたいのが2点目です。

○竹原生産資材 課長では、最初の2点、御説明いたします。

これはある意味では特殊な肥料になるのかもしれません。なぜ園芸用に使われているかといいますと、施設園芸では液状の肥料をパイプの中で循環させることによって効率的に作物を育てるという、そういうやり方をとっております。

したがいまして、液のものを果樹園に散布するというような方法は実際の農業の場面では使われておりません。委員がおっしゃった意味は恐らく特に蒸製骨粉などの骨粉の形をして燐の成分が溶け出すのにゆっくり溶け出すというようなことで、果実に甘みを増すというような言い方もされておりますけれども、そういう固形状のものにつきましての委員の御発言だというふうに考えております。

それから、もう1点。それ以外の安全性が確認されなかつたものということでございますが、現在これは各メーカーの倉庫の方で保管していただいる状況でございます。これにつきましては、今後処分方法も含めて私どもの方で各メーカーさんにお願いするという、そういう

う状況になっております。

以上でございます。

○座長 ほかにございますでしょうか。

○委員 当然、私もOIEのところのを尊重するということはわかるんですが、今回のこの資料と説明を受けた範囲ではOIEの説明はありましたけれども、それを受けた技術検討委員会のところで検討して、会議概要が載っておりますが、これで差し支えないこととされたという程度の報告になっています、技術検討委員会の報告が。私としましては、OIEの出した結論を技術検討委員会で検討していただいた結果、よかったですということ、どういう点について検討していただいたのかということがもう少し見えないとというか、見えた方がいいと思うんですね。疑似患畜の範囲の問題だけではなくて、例えば先ほどのアルカリ処理の問題につきましても、例えばドイツの結果があつて、それで国内でも動物衛生研究所で検査をして、そしてその結果、不活性化に十分な効果があることが確認されたことを支持するという形になっておりますけれども、どんな検査をしてそれがすごく妥当性があつてというようなことを技術検討会の報告をお聞きできればもっと確信を持って、あ、そうですかということになるんですけども、そこがちょっと見えないんですね。

せっかく技術検討会をやっていらっしゃるので、その辺の検査の妥当性だとか、技術的にもこれはとてもいい技術をもつてした検査した結果ですとか、私たち素人にわかるような保証といふんでしょうかね、OIEなり、あるいはドイツのやつた検査について保証していただけたら安心して、あ、そうですかということになるんですが、これだけですと、ちょっと少ないかなと。その辺をもう少しお聞きできればいいなと思いました。

○座長 まず第1の方ですけれども、技術検討委員会の審議内容といいますか、それはまず課長の方から御説明いただけますでしょうか。

○竹原生産資材課長 私の方からまず御説明をさせていただきます。

実はこの件につきましては、計3回にわたりまして技術検討会で御審議をいただきました。一番最初は一般にたん白質というのはアルカリで分解されるものですから、なおかつ、この資料の中にも書いてございますが、WHOなどの不活性化の基準以上の処理を実際に肥料の製造過程でやるので、大丈夫ではないでしょうかという御意見を伺ったのですけれど、これはしかし実験データがないことにははつきりできないということで、2回目に行いましたのは、実際に製造いたしました製品につきまして、分子量ごとにどのような分布になっているのかと。最終的なものとしてですね。そういうふうな異常プリオントンが入ってくる可能性があるかどうかということについて実験をいたしました。

しかし、ほとんどのものは低分子に分解されておりまして、プリオントンが存在しないのではないかというような意見もございましたけれども、やはりこれは本当の異常プリオントンを使った実験をして、それが本当に分解されているのかどうなのかということを確かめないと、これは言えないのではないだろうかということで、3回目の技術検討会に向けて、先ほど書いてございました動物衛生研究所のプリオントン病の研究センターにお願いいたしまして、異常プリオントンの試料を含めた形で同じ製造過程で実際にどのように分解されたかどうかというデータをつけて御報告をいただきました。

その結果がウエスタンブロットでは確認できなかったということで、感度からいきますと、10の6乗分の1以下であるという、そういうようなことをこの紙としてはそこの部分だけ書かせていただきましたので、ちょっとはしょった嫌いはあるかもしれませんけれども、経緯としてはそのようなことでございます。

○座長 技術検討委員会で大まかには事務局に今御説明いただいたのですけれども、補足追加ございますか。

○委員 では、補足いたします。

液肥に関しては、これはいろんな方法があるんですけれども、これをリスクがどのくらいあるかと。結局今よくやられているのは、ヨーロッパの方でやられている、今度日本でも始まると思いますが、スパイクテストということです。そういう材料に10の6乗単位、または

それ以上のスクレイピー、日本の場合はスクレイピーを使っていましたけれども、スクレイピーの材料をまぶして、それで全く同じ工程で果たして単位の病原体量が減るかということを実際に検証しました。それで、全く少なくとも現在のところウエスタンプロットの方法ですけれども、1単位以下で、全くなくなっていたということによかろうということになっていたわけです。技術検討会の方でもっと細かいデータを提出されていました。

○代理 書面で預かっておりますので、読み上げさせていただきたいと思います。

3点目のアルカリ処理された有機入り液状肥料の出荷の一時停止措置の解除について。

これにつきましても提案の内容で解除して差し支えないという意見でございます。

○座長 よろしいでしょうか。ほかに代理の方で御意見をお預かりしている方、いらっしゃいますか。あと、事務局できょう御欠席の委員からお預かりしている部分をお願いします。

○伊地知衛生課長 3名の委員の方から預かっておりますので、披露させていただきます。

まず、委員からの意見でございます。

3点目もアルカリ処理された有機入り液状肥料の出荷等の一時停止措置の解除について、原案で差し支えない。理由はさきと同じということでございます。

それから、もうお一方、委員でございますけれども、アルカリ処理された有機入り液状肥料の出荷の一時停止措置の解除を初め、第17回BSEに関する技術検討会で示されている意向と見解に全面的に賛成いたします。

以上でございます。

○座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、あるいは御質問ございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、いろいろ事務局の方は宿題も幾つか出てまいりましたけれども、基本的には恐らく3点について強い御反対はないものと考えます。

御意見、もしないようでしたら、まず第1の疑似患畜の範囲の見直しにつきましては、このOIEの基準どおりということでよろしいでしょうか。特に御異議ございませんでしたら、この方向で進めていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それから、第2点の肉骨粉等給与の報告があった牛の取扱い。これにつきましてもBSEの技術検討会の検討結果を踏まえて、移動の自粛は解除して、家畜保健衛生所において当該牛の移動状況を把握するということは続けていき、死亡牛検査、買い上げ検査、と畜検査を利用してBSE検査データを収集していくことについて、特に御異論はないものと思われますけれども、御異議ないようでしたら、この方向で進めていただきたいということにさせていただきます。

それから、最後の案件でありますアルカリ処理された液状肥料の出荷の一時停止措置の解除についてですけれども、13年10月以降製造、出荷の停止措置が講じられております肉骨粉等を含む肥料のうち、その製造工程でアルカリ処理がされた液状肥料については、誤用・流用防止のための措置を講じた上で製造及び出荷の一時停止措置を解除するという事務局の御提案に対しまして、もし御異議がございませんでしたら、これをこのまま進めていただくということでおろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、3点、事務局の提案どおりに進めさせていただくということで、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕の声あり]